

《論 文》

J. スチュアートの二つの利潤論

Two Views on Profit in Sir James Stuart

塩 見 由 梨

要 旨

本稿は、ジェイムズ・ステュアート『経済の原理』の読解を通して、ステュアートにおける利潤論の構造と、その体系的意義の再検討を試みるものである。ステュアートの主著『経済の原理』では、二つの離れた章——第二編第四章と第八章——で異なる内容の利潤の定義が与えられている。従来の研究では、この二つの議論の関係をいかに理解すべきかが課題とされ、なぜ二つの定義が別の場所で論じられたのか、その理由は検討されてこなかった。それに対して本稿は、なぜ利潤を定義する章が二つあるのか、それぞれはどのような文脈で展開されたのかという点から再解釈することで、二つの利潤論は私人が市場で追及する利潤と、公共の総資財を増やす為政者からみた利潤という異なる次元の概念を論じていることを示す。かかる利潤論理解は、『原理』がもつ自由や競争を評価する面と、市場への為政者の介入を積極的に主張する面との関係性を理解するうえでも有益な解釈である。

キーワード：ジェイムズ・ステュアート、利潤、為政者

目次

はじめに

1. スチュアート利潤論の分析視角
  - 1.1 『剰余価値学説史』の評価
  - 1.2 譲渡利潤の発生根拠
  - 1.3 譲渡利潤と相対的利潤
2. 個別主体と譲渡利潤——第一の利潤論
  - 2.1 譲渡利潤
  - 2.2 利潤の発生根拠
  - 2.3 譲渡利潤と競争
3. 為政者と利潤——第二の利潤論
  - 3.1 費用分析と利潤概念の再措定
  - 3.2 利潤の望ましさ

### 3.3 『原理』体系における二つの利潤論

むすび

#### はじめに

本稿は、ジェイムズ・ステュアート（Sir James Steuart, 1713-1780）の利潤をめぐる議論の分析を通して、ステュアート体系において利潤論がもつ体系的意義の解明を試みるものである。

利潤の観念は、経済理論の体系ごとに様々にちがった内容で用いられている。そして、内容のちがいににもかかわらず、利潤は経済主体の行動原理を基礎づけるものとして、あるいは経済の効率や厚生を測る基準として、理論上重要な役割を与えられるのがつねである。それゆえ、ある理論の骨子を理解する際には、そこで利潤と認識されているものを明確にすることが不可欠である。しかし、同じ「利潤」ということばが論者や文脈により多様に使われ得ることは、解釈上の混乱をひき起こす原因ともなってきた。特に対象が古典的著作である場合、その用法を正確に読みとれるか否かで発掘される知見に大きなちがいが生まれる。特定の理論体系における利潤概念の理解を理解するには、通説的な語法にとらわれず、原典に内在して解釈を進めなければならない。

本稿がとりあげるジェイムズ・ステュアートも、「利潤」を独特の語法で用いた経済学者である。ステュアートの体系は、市場での競争を重視する立場と為政者の介入を擁護する立場とを同時に主張しており、それが理論の全体像の評価を困難にしてきた。その複雑な議論の基礎にも、独特な利潤の認識がある。そのことは、経済主体の競争の目的としても、経済全体のバランスの指標としても、くり返し「利潤」の語が用いられていることから読みとれる。この利潤概念の用法を整理することは、ステュアート解釈においてもきわめて重要な作業である。

ステュアートの利潤に関する議論としてもっとも特徴的なのは、主著『経済の原理』第二編の離れた二つの章に異なる内容の利潤の定義がみられる点である。すなわち、ステュアートは単に利潤の語を混乱して使用していたのではなく、多義的な使用にあわせてそれを定義しなおしている形跡がみられるのである。そこで本稿では、この二つの定義の内容と関係性に焦点をあてて、ステュアートの利潤論の再検討を試みることにした。したがって、ステュアートの利潤に関する言及は随所にみられるが、以下の考察で利潤論という際には、利潤概念が規定される第二編第四章あるいは第八章の議論のことを指す。

以上のような関心にたち、本稿では次のように検討をすすめる。第一節では、ステュアート利潤論に関する先行研究と重要な論争を確認する。それにより、ステュアートの二つの利潤規定をめぐる主要な争点を明らかにする。第二節では、第一の利潤論が説かれる『原理』第二編第四章の内容を分析する。つづけて、第三節で第二の利潤論である『原理』第二編第八章を検討する。そして二つの利潤規定のあいだの関係を整理し、複雑に展開された利潤論がステュアート理論にどのような特徴をもたらしているかを示す。

## 1. ステュアート利潤論の分析視角

### 1.1 『剰余価値学説史』の評価

ステュアートによる利潤の定義は、主著『経済の諸原理に関する研究』（以下、『原理』とする）第二編「交易と勤労」にて展開されている<sup>1)</sup>。そして、『原理』自体についてと同様に、かれの利潤論にいち早く批評を加えたのはカール・マルクスであった。利潤論にかぎらないことだが、マルクスのステュアートに対する評価は批判的ながらも高い。このことは、その後の研究者たちにステュアート理論の再評価を促す大きな要因となった<sup>2)</sup>。そこで本項では、ステュアート利潤論研究史の端緒として、マルクス『剰余価値学説史』<sup>3)</sup>における分析と評価をみる。

『剰余価値学説史』の第一章はステュアートに充てられており、その表題は「[譲渡にもとづく利潤]と富の積極的増加との区別」<sup>4)</sup>とされている。そこでマルクスは、ステュアートを重商主義の「科学的」再生産者であると評する。「科学的」というのは、商品を経済価値以上の価格で売って得る利潤と新しい富の創造が明確に区別できていることを指しての評価である (Mw., I, S.7)。

マルクスは、かかる評価の根拠としてステュアートの絶対的利潤と相対的利潤の区別に注目する。絶対的利潤の観念は、「労働の生産力の発展の結果として生みだされるより大きな使用価値量だけを考慮しており、……資本家の利潤——これはつねに交換価値の増加を前提する——とはまったく区別してとらえている」 (Mw., I, S.8) と理解される。対する相対的利潤については、価格分析での譲渡利潤という観念を援用して説明する。譲渡利潤とは、商品が実質価値以上で売られたとき得られる利潤である。マルクスの解釈では、これは相対的利潤と同様に、社会全体へのいかなる追加もなしに他方の損失から利得するものである。もう一つの価格の構成要素である実質価値は原料や労働力等の補填部分であるため、資本家が獲得できるのは譲渡利潤部分のみとなる。これらのことから、マルクスは「製造業者」すなわち個々の資本家の利潤は、つねに相対的利潤であり、つねに譲渡にもとづく利潤であり、つねに商品の実質価値を越えるその価格の超過分から、すなわち商品とその価値よりも高く売ることから、引きだされている。だから、すべての商品がその価値どおりに売られるとすれば、利潤は少しも存在しないであろう」 (Mw., I, S.11) と結論づけた<sup>5)</sup>。

マルクスのかかる解釈の核心は、譲渡利潤と相対的利潤の関連づけにある。ところが、マルクスはこの点についてステュアートに内在した根拠を明示しているとはいえない。二つの利潤規定の対応はマルクス独自のアイデアとして提起されているにとどまり、ステュアート自身にそうした用法がみられるかは明らかにされていないのである。したがって、マルクスの解釈は『原理』に点在する利潤論の統一的把握をねらったものとしては評価できるが、その手続きは必ずしも十分とはいえないのである。

上のようなマルクスの利潤論解釈は、その後のステュアート研究に対して非常に大きな影響を与えることとなった<sup>6)</sup>。なぜなら、その後の研究はマルクス解釈に対する批判的検討から提

起されていったからである。その際の論点は、大きくわけて二つある。第一に、ステュアートのいう利潤は売買差額にすぎず、価値どおりの販売がなされると存在しないものなのか。第二に、譲渡利潤と相対的利潤の観念はステュアートにおいても対応させられているといえるのか。次項より、それぞれの論点を扱った研究をみてゆく。

## 1.2 譲渡利潤の発生根拠

マルクスは、ステュアートの譲渡利潤の観念を売買差額から生ずる重金主義的性格をもった前期的利潤概念だと評価した。小林 [1977] は、利潤論の分析を通してステュアートの剰余価値論の検討を試み、譲渡利潤が自然価格の構成要素のような「確定的な率」をもつものであると指摘した研究である。

小林 [1977] によると、譲渡利潤は「トレードの望ましい結果」のもとでは確定的な率を与えられる。この確定した率の「適度な利潤」に実質価値を加えた価格というのは、「[仕事と需要のバランス]が「完全なバランス」として「正確な均衡」にある場合に成立する」(小林 [1977] p.210) ものである。換言すれば、仕事と需要のバランスが均衡しているとき成立する価格においては、利潤にもある確定した率が見出せる、ということになる。

このような利潤は、「商品の価値以上の販売によって成立する利潤ではあるけれども、……前期的商人が詐取したものではない。……それは、「商人の手びろい取引」が交換における偶然性を消失させ、これに等価性を与えはじめる段階に成立する利潤であって、……歴史の発展のなかでは最初に（流通部面で）形成されるところの一般的利潤率をもつ利潤なのである」(同 [1977] pp.210-211)。需給が均衡した状態で生ずる譲渡利潤は、価値以上の販売の結果ではあるが、均衡的価格の構成要素でもある。ステュアートには剰余価値生産の観点はないため、流通の外に利潤根拠を見出すことはできなかつた。しかし、譲渡利潤が市場メカニズムに規制されるという認識は、利潤を単に詐取的なものにとらえる前期的利潤概念とは区別できる、というのである。かくして、「[譲渡利潤]は、ようやくスミスの意味での「自然価格」の（こうして素朴なかたちでの生産価格の）構成要素のひとつになろうとしている」(同 [1977] p.211) ことが理解できる。またこれにより、譲渡利潤はつねに相対的利潤だという解釈も批判され、均衡的価格のもとでは譲渡利潤が絶対的利潤になることが主張される。

氏の解釈への疑問は、譲渡利潤を実質価値とともに均衡的価格の構成要素と理解する点にある。通常、価格について構成という表現を使う場合は、その要素が価格決定に先立って確定した大きさを持ちその大きさを総額に計上される、ということの意味する。取引の成立は価値の大きさには影響せず、各構成要素の価値を実現する。ステュアートのいう実質価値は、この意味でまさに価格の構成要素といえる。それに対して、譲渡利潤は競争に応じて市場で変動するものとして、不変の実質価値とあえて対置して用いられる観念である。この質的に区別された二つを等しく構成要素とおくことは、ステュアートに剰余価値認識の萌芽を見出そうという関心には有効であっても、実質価値と区別された譲渡利潤の内容を正確に理解するには必ずしも適当でない。また、かかる譲渡利潤と絶対的、相対的利潤の関係を『原理』に内在して論証す



るという課題も残されたままである。

小林 [1977] が指摘するとおり、ステュアートは譲渡利潤が交易のもとでは一定の大きさになる、ということをくり返し述べている。これは、譲渡利潤を単なる偶発的な売買差額とみなすべきではないことを示している。しかし、このことから直ちにステュアートが何らかの譲渡利潤の発生根拠を見出していたと結論することもまたできない。譲渡利潤についてステュアートがいかなる意味で「一定」や「適度」という表現を用いていたのかは、自然価格や生産価格にひき付けるのではなく、『原理』に内在して確認してゆく必要がある。

### 1.3 譲渡利潤と相対的利潤

本節第一項にて、マルクスのステュアート利潤論解釈の核心が譲渡利潤と相対的利潤の関連づけにあったことを指摘した。この解釈は、さらに絶対的利潤を『原理』内にみられる「勤労利潤」<sup>7)</sup>という観念と関連づけることで、譲渡利潤が流通部面、勤労利潤が生産部面で生ずる利潤だという全体の整理へ拡張される<sup>8)</sup>。この整理は、譲渡利潤は利潤の源泉としての剰余価値認識を欠いているというというステュアート評価の基礎になるとともに、本当に剰余価値認識は見出せないのか、という論点も提供してきた。

林 [1987] は、このマルクスの分析枠組みを批判し、譲渡利潤、勤労利潤と絶対的、相対的利潤との関係を再検討した研究である<sup>9)</sup>。氏はまず『原理』第二編第十章の読解から製造業者の得る利潤が、次に第二編第七章の読解から商人の得る利潤が、どちらも競争の状況により絶対的利潤にも相対的利潤にもなり得ることを指摘する<sup>10)</sup>。すなわち、「ステュアートが積極的利潤、相対的利潤と呼んだものは、前者を勤労ないし生産に基づく利潤、後者を譲渡ないし流通に基づく利潤とする解釈によっては必ずしも把握しきれない面がある」(林 [1987] p.72)のである。その上で、氏はステュアートの利潤論が売買を通して成立する均衡価格を考えるための概念であるとその意義を再評価する。

林氏の研究は、マルクスの諸利潤概念の整理の不整合を指摘する研究として注目すべきものである。しかし一方で、林氏の解釈にもまた、異なる文脈での議論をやや性急に統合してみえる部分がある。たとえば、氏は『原理』第二編第七勝での競争論の読解において、絶対的利潤と相対的利潤の概念を適用する。しかし、この概念は第二編第八章ではじめて提起されるものであり、第七章ではまだ譲渡利潤しか説明されていない。もし後章の利潤概念をそれ以前の議論に適用するならば、なぜそうした解釈が可能なのか、また、なぜ絶対的利潤は競争よりも後に論じられたのかなど、説明しなければならぬ問題は多く残されているのである。

ステュアート利潤論の研究はマルクスの批判的検討を端緒とし、その評価に反批判を加えるかたちで深められてきた。それにより、利潤概念の輪郭が明らかにされてきた一方、未だに関連の不明確な複数の利潤概念が並立したままになっていることもみた。この問題が残されてきた最大の原因として、そもそも二つの利潤規定が別々の箇所提起されたことの原因が十分に検討されてこなかった点を指摘できる。

これまでの研究では、別々の箇所提起された利潤諸概念の関連づけ方は論じられてきた。

しかし、そもそもの問題として、なぜわざわざ二度も利潤の定義が論じられたのかという点が直接検討されることはなかった。二つの議論を関連づけて解釈することは、ある種当然視されてきたのである。しかし、二つの議論の関係を正しくとらえるためには、第二編第四章と第八章がそれぞれいかなる文脈で『原理』に配置されているのかを精査することが不可欠である。そこで次節より、二つの章の内容を改めて検討に付し、『原理』第二編のそれぞれの箇所で行き渡る目的のもとに利潤の概念が提起されたのか、という点から利潤論の全容に迫ることとする。

## 2. 個別主体と譲渡利潤——第一の利潤論

### 2.1 譲渡利潤の発生根拠

『経済の原理』における利潤を理解するには、まずスチュアートの二つの利潤の規定内容を確定しなければならない。それらは、それぞれ『原理』第二編「交易と勤労」第四章「財貨の価格は交易によってどのように決定されるか」と同編第八章「費用、利潤ならびに損失と呼ばれるものについて」にて論じられている。本節では、まず第四章での譲渡利潤に関する議論を分析してゆく。

『原理』第二編第四章「財貨の価格は交易によってどのように決定されるか」は、表題のとおり商品の価格を分析する章である。そこには、第一節でみた譲渡利潤と実質価値の関係や利潤の「一定」の大きさに関する議論が含まれている。本項でははじめに、実質価値との関係で「譲渡に基づく利潤 profit upon alienation (以下、譲渡利潤とする)」という語の用法を確認する。第二編第四章の冒頭で、商品の価格は次のように分析される。

[A] 財貨の価格のなかには2つのものが現実に存在していて、しかもそれはまったく相異なっていると考えられる。それは、財貨の実質価値と譲渡に基づく利潤とである。本章の意図はこの区別を明確にすることであり、さらに交易の作用がこの両者の水準にそれぞれどのように影響を与えるのかを示すことである。換言すれば、交易がないとまったく漠然として不明確なこの2つのものを、交易がどのようにして固定させ明確にさせるという効果をもつのかを明らかにすることである。(中略)<sup>11)</sup>

……それ[製造品の価格——引用者]は、……実質価値よりも低くあってはならない。そして、それを超える部分はすべて製造業者の利潤である。それはつねに需要に比例し、したがってまた状況に応じて変動するであろう。(I 244-245)<sup>12)</sup>

商品の価格は、不変の構成部分である「実質価値 real value」と競争によって変動する「譲渡に基づく利潤 profit upon alienation」にわけられる。このうち実質価値は商品の原料費、生産者の生計とその他道具の経費に生産者の生産性を加味して決まる。また、交易の場では商品の価格が実質価値を下回ると想定されるため、実質価値は譲渡に先立ってその大きさが確定していることが読みとれる。それに対して、譲渡利潤は実際の販売価格が実質価値を上回っ

た際の差額部分を指す観念である。したがって、譲渡利潤は実質価値のような価格の構成要素ではなく、販売の成立後に価格から実質価値を引いた残余について与えられる規定といえる。

そして [A] によると、この二つの区分は交易によって明確化されるという。このことは、第二編の要約を行なう第三章で次のようにも表現されている。すなわち、「このこと [交易——引用者] の結果として行われることは、財貨の価値を決定し、原価と販売価格との相違を明らかにすることである。前者は費やされる時間と職人の経費と原料の価値とに依存する。後者は、これらの総計に、譲渡に基づく利潤を加えたものである。価格のこれら二つの構成部分、すなわち費用と利潤とを厳格に区別することは重要である。前者はいったん確定してしまうと、その後は変わらないものであるが、しかし後者は、売却を引き延ばすとか、譲渡の回数を重ねるとかすれば、絶えず増加していくものである。そして製造業の全体的な分析に關係のあるすべての事情がより厳密に検討されるならば、為政者はそれだけ容易に、価格を適当な水準を超えたところまで動かす傾向をもつあらゆる悪習と濫用を矯正しうるのである」(II 217)。

これらの引用から、ステュアートが価格決定を二段階で捉えていたことが読みとれる。まずは生産過程で費やした費用で商品の実質価値が決まる。次に、流通過程で実質価値に上乘せされる譲渡利潤の大きさが決まる。このとき、二つの部分は価格を決めてゆくうえで全く異なる性質をもつ。実質価値の大きさは、商品が生産過程を出る時点で決まっている。それをここでは、実質価値の事前性と呼んでおく。それに対して、譲渡利潤は取引後に差額としてはじめて認識される要素であり、先の事前性に対して事後性をもっているといえる。

また引用では、上のような区別を明確にするのが「交易」の作用とされている点にも注意が必要である。ステュアートのいう交易は市場での取引一般のことではない。それは商人の参加する取引、特に商業者間での取引について使用される語である<sup>13)</sup>。したがって『原理』第四章は、実質価値と譲渡利潤の区分は商品生産の直接の結果ではなく、流通過程での商業活動によって確立するという議論になっている。

このことから、次の点を指摘できる。すなわち、実質価値の事前性と譲渡利潤の事後性は商人が認識する区別であること。商人は自分で生産はしないため、どの商品を仕入れるかは選択できても、生産された商品の実質価値を変えることはできない<sup>14)</sup>。それゆえ、実質価値は商人にとって厳に不変の要素となり、購買にあたっては価格をできるだけ実質価値付近に抑えることが目指される。また商人が売りに出す際も、自分が仕入れに投じた費用は販売の前に確定している。商人は経済合理的な主体と想定されるため、自分の損失になるような原価以下の価格で商品を販売することはない。すると販売においても、商人の費やした実質価値は価格決定において事前的不変性をもつ。以上のように、商人による取引においては実質価値がつねに価格の下限を規制する。換言すれば、交易のもとでは商品価格は実質価値に規制され、その上に譲渡利潤が付加される。

実質価値の価格規制力が商人間に限定される理由は、『原理』特有の経済主体の把握にある。その特徴は、完全な経済合理性を商人にのみ認め、消費者や生産者は非合理的に行動しがちであると想定する点にある。たとえば、生産者たちにとって生計の手段は自分の生産した商品の



販売しかない。もちろん、かれらも商品をできるだけ高く売りたいと望む。しかし、もし生活のために急いで貨幣を手にする必要が生じた場合には、手もとにある商品を投げ売る以外に方法はない（I 272-273）。

商人のように需要の見込みに応じて扱う商品を変えたり、同時に様々な商品を取り扱うことのできない生産者は、行動において経済合理性を貫徹させることが困難なのである。そのため、生産者の価格決定においては実質価値も譲渡利潤と同様に可変性をもち得ることになる。ステュアートが価格分析にあたり、自発的な商品生産——『原理』の表現では「勤労 industry」——だけでなく、商業の確立を前提条件として加えたのは、市場経済に完全な経済合理性を導入することが実質価値の不変性を説く上で不可欠であったからだと考えられる。

しかし一方で、引用 [A] には「製造業者の利潤」という表現がみられ、ステュアートが第四章で分析している利潤は必ずしも商人にとっての利潤に限られないように読める。すると次に疑問となるのは、原価意識の明確な商人が獲得するとされる利潤と生産者が受けとる利潤の関係についてである。後者の利潤は、第一節でみたように、商人の受けとる譲渡利潤との対比で「勤労利潤」と呼ばれ、生産過程から発生するものと理解されることもあった。しかしこの解釈は、実質価値と利潤の区別を商品生産から直接導出しない『原理』の議論と対立するように見える。そこで次項では、生産者が得るとされる利潤の内容を詳しく分析してゆく。

## 2.2 利潤の発生根拠

『原理』第二編第四章が論じようとしている「財貨の価格」とは商業の確立された流通過程で決まるものと想定されている。しかし実際の議論をみると、商人だけでなく生産者が受けとる利潤についても少なくない記述がある。本項では第四章の議論をさらに追い、生産と利潤の関係について考える。

『原理』第二編第四章冒頭に実質価値と譲渡利潤の規定を論じたのち、ステュアートは続けて次のように述べる。

[B] 商人が手広く取引を行ない、しかも仕事と需要の均衡の把握に絶えず努めるならば、上の状況はすべて彼らの知るところとなり、さらに勤労者たちにも伝達される。勤労者はそこで、自分たちの一定の利潤に応じて、その生計と支出を規制する。私は利潤を、一定の、と言ったが、それは、このような事情のもとでは勤労者が自分の仕事をめったに過大評価しないからであり、また、それを過大評価しないことによって彼らは販売を確実にできるからである。このことは日々の経験によって証明されるであろう。（I 244-245）

[B] では、はじめに商人が市場の需給関係を調査して価格を決めること、そしてその価格を通して市場の需給関係が勤労者、すなわち生産者に伝えられることが述べられている。これは前項で確認した価格形成の順序に合致する。そして [B] は続けて、生産者の価格決定について説明を行なう。



二文目にある勤労者たちの「一定の利潤」は、その前文からすると商人たちの価格情報からもたらされたものと読める。したがって、ここで生産者が得るとされる利潤は生産過程で形成、確定されたものではなく、あくまで流通過程から与えられたものとなっている。そして二文目以降は、商業によって流通過程で決められた利潤に対する生産過程の反応を述べている。そこで重要なのが「一定の」という表現である。生産者は、商業から伝達された市場価格に対して「生計と支出を規制する」。これは、生産者が実質価値を調整することを指す。しかし、実質価値を調整だけで「一定の利潤」が得られる、というのではない。ここにはもう一つ別の条件、すなわち、生産者が自分の仕事の価値を「過大評価しないこと」が前提される。この「過大評価」の意味は、さらに続く文章で説明される。

[C] 交易も勤労もほとんど行われていない国で職人を仕事に就かせると、彼はその価格をつねにあなたの欲望の緊急度なりあなたの支払能力なりに比例させるのであって、自分自身の労働に比例させることはほとんどない。交易の行われている国で別の職人に仕事をさせれば、ことによるとあなたが外国人で、そのために仕事の価値を知らないと思われるようなことでもなければ、彼があなたにつけ込むということはないだろう。…… /したがってこれまで述べてきたことから、われわれは、交易が定着している国においては、すぐに販売がなされることで、仕事の価格が規制されていることで、そして勤労から一定の利潤が生ずることで、製造業は繁栄するに違いない、と結論づけてもよい。(I 246. /は改行)

[C] をみると、勤労者が「過大評価」する対象は自分の商品の価格である。過大評価しないことで販売を確実にできる、というのは、商業が導き出した妥当な価格を受けいれれば容易に買い手がみつかるため、結果として利潤が得られるということである。交易国家では、商人が全国の相場の状況を手広く調査しているため、生産者が相場以上の価格を付けても買い手が現われない。しかし反対に、相場通りの価格をつければすぐに買い手がみつかる。商業による情報収集をもとに販売可能な時価が決まれば、そこから一定の原価を引いた生産者の利潤の大きさも一定に決まる。そして利潤を拡大するためには、競争の相場に対して過剰な価格を提示するのではなく、実質価値の調整すなわち生産方法の改善を模索してゆく。かくして、生産者は導入できる最善の生産方法を用いて生産した商品を相場価格で商品を売ることにより、一定の利潤を得るということになる。

したがって、『原理』第二編第四章での利潤の観念については次のように理解することができる。第一に、販売価格のうち実質価値に対する譲渡利潤の観念は、元々は商人が認識、獲得する利潤のことを指している。この場合、商人は仕入れた価格以上で販売することで譲渡利潤を上げるため、剰余価値生産のような利潤の発生根拠は想定されていない。第二に、商人の競争と情報収集で生産者からの仕入れ価格が決まることによって、生産者も販売から譲渡利潤を得る。しかし、かれらの得る譲渡利潤の大きさもやはり、生産過程での剰余価値生産のような基礎はなく、商業が認める市場価格に対してどれだけ実質価値を抑えるかによって決まる<sup>15)</sup>。

生産過程の分析を欠くステュアートにおいては、貨幣獲得を目指す「勤労」が利潤を上げることはある種前提とされており<sup>16)</sup>、なぜ利潤が発生し得るのかに関する考察は特段展開されなかったのである。

### 2.3 譲渡利潤と競争

これまでに、譲渡利潤と勤労利潤はどちらも流通過程で生ずるもので、その発生根拠は必ずしも明らかでないことを指摘した。しかし一方で、先に引用してきた箇所では「一定の利潤」や価格について「適当な水準」という表現がなされていた。販売価格のうち変動するのが利潤部分のみであり、その利潤の大きさに明確な根拠はないならば、「一定」や「適正」な大きさはどのように決められるのかという疑問に答えるため、本項では価格決定に対する交易の作用について検討を加える。

交易による価格の決定過程については、第二編第七章「両面的競争について」で論じられている。この章で、価格をめぐる競争は一面的競争と両面的競争の二種類に区分される。

[D] 競争が、取引の一方の側において、もう一方の側におけるよりもはるかに強い時に、私はそれを一面的であると称する。……これは、高い需要という用語に、あるいは需要が価格を引き上げるといわれる場合に、含まれている種類の競争である。

両面的競争というのは、競争が取引の双方の側に同時に起こるとか、一方から他方へと交互に揺れ動くとか、ある程度まで見られる場合のことである。これは、価格を商品の適切な価値に抑えておくものである。(I 263)

二つの競争の概念のうち、価格を「適切な価値に抑えておく」という両面的競争が本項の検討対象である。売り手間で生ずる販売競争と買い手間での購買競争との強さがつりあっていると、価格の引下げ圧力と引上げ圧力もまたつりあう<sup>17)</sup>。あるいは買い手の競争による価格上昇が参入を促して売り手間の競争を強めたり、その逆のようなことが起こる場合にも、結果として価格に対する双方からの圧力はつり合う。したがって、「価格の極端な騰貴を妨げるものはこれ〔両面的競争——引用者〕であり、また価格の極端な低落を妨げるのもこれである」(I 264) ということができる。両面的競争のもとではこうした力学がはたらくため、価格は「極端な」騰貴からも低落からも守られる。この状態を、ステュアートは価格が「適切な価値」に抑えられていると表現する。

ここで価格の実質価値部分是不変である以上、価格の適切さを評価する基準は譲渡利潤の大きさになるはずである。しかし、譲渡利潤の大きさを確定する客観的根拠は『原理』では示されていない。むしろ、慣習や市場の状況によって譲渡利潤の大きさが変動することは積極的に支持されている。すると、価格の適切さを評価する基準は単純に利潤の大小におかれているとも考えられない。

そこで改めて適正な価格の基準を探すと、価格の適切さはその利潤の大きさが両面的競争の

力学で決定されたか否か、という価格決定の過程におかれていることがみえてくる。両面的競争のもとでは、商業者の情報収集と経済合理性を基礎に価格が形成される。そのため両面的競争で決定される利潤は、需要の見込まれる産業にはより多く与えられそれを振興する。また反対に、新たな勤労者の参入や需要の衰退しつつある産業の特定をも結果的に可能にする<sup>18)</sup>。さらに個々の生産者に対しても、同業者間で同じ価格で販売した際の譲渡利潤のばらつきを通して、生産条件の優劣を知らせる効果をもつ。

他方、一面的競争の一種独占的な力関係<sup>19)</sup>からひき出された利潤は、各産業や需要の状態を必ずしも反映しない。こうした利潤の分配は、産業構造や蓄積動向を誤った方向に導く可能性を孕む。それゆえ、利潤の大きさにかかわらずそれは適正ではない、と結論づけられるのである。

以上が『原理』第二編における第一の利潤概念の内容と、その利潤の評価基準である。譲渡利潤とは、市場で商品の売り手が取引から得る利潤一般を指す。また、譲渡利潤は剰余価値のような発生根拠が明確にされているものではない。それは、まず商業を介して市場価格が決まり、そこから商人なら仕入原価、生産者なら製造原価を実質価値として引いた差額として認識される。したがって、本節の検討箇所のかぎりでは、譲渡利潤は流通過程から引き出された要素と理解できる。それゆえに、利潤の大きさ自体には適正かを定める基準はなく、経済の状況を反映して決められた利潤なら大きさに関係なく適度であると評価される<sup>20)</sup>。これらの整理を念頭に、次節では『原理』第二の利潤の定義を検討してゆく。

### 3. 為政者と社会の利潤——第二の利潤論

#### 3.1 費用分析と利潤概念の再措定

本節では、絶対的利潤・相対的利潤が規定される『原理』第二編第八章「費用、利潤ならびに損失と呼ばれるものについて」を検討する。この章は、譲渡利潤とは異なる第二の利潤規定が論じられることで知られるが、その議論は表題のとおり費用概念の分析からはじめられる。

そこではまず、費用が私的、公的、国民的の三つに区別される。私的費用とは個人が何かに支払った貨幣、公的費用は為政者が社会のために支払った貨幣、そして国民的費用はある国が他国へ支払った貨幣を指す（I 274-275）。これらの三つの区分は並列のものではなく、後者ほど前者をも含み得る範囲の広い観念になっている。例えば、個人が納税した額は私的費用になるが、それが為政者に支出されると公的費用にもなる。個人や為政者が外国へ支払いをすると、それはかれらの費用であると同時に国民的費用にもなる。ここで注目すべき点は、第七章まではつねに私人の観点から価格や競争を論じてきたのに対し、ここでその視点が為政者や国家にまで広げられていることである。そしてこの新しい公共の観点が、つづく利潤分析を理解する鍵となる。

このことを念頭に、利潤と損失の分析へ進む。利潤と損失は絶対的、相対的、複合的の三つに分けられる。



- [E] 利潤と損失とを、私は絶対的、相対的ならびに複合的なものに区別する。①絶対的利潤には、誰の損失にもならないという意味がある。それは労働とか勤労とか創意とかの増大から生じて、公共の利益を高めたり増大させたりするという効果をもっている。／絶対的損失は、誰の利潤にもならないという意味を含む。それは上の労働などとそれから生ずる効果とが停止したことによって生ずるものであって、公共の利益を減少させるといってもよい。
- ②相対的利潤は、誰かの損失を伴うものである。それは当事者間における富の均衡の振動を示しはするが、総資財へのなんの追加も意味しない。／相対的損失は、反対に、誰かの利潤を伴うものである。それもまた均衡の振動を示すけれども、総資財からはなにも取り去りはしない。
- ③複合的なものは簡単に理解される。それは、一部は相対的で一部は絶対的だという、そういう種類の利潤と損失とである。私がそれを複合的と呼ぶのは、この2種類のものが同一の取引において分離できない形で存在することもあるからである。(I 275-276. ①～③は引用者、／は改行、その他の改行は原文)

引用 [E] から、絶対的、相対的という区別を行なう基準が読みとれる。すなわち、利潤が絶対的か相対的かは利潤の大きさではなく、それと「公共の利益」あるいは「総資財 general stock」との関係で決まるのである。先の費用概念と同様に、ここでの利潤分析は公共の観点から行なわれているのである。第二編第四章での譲渡利潤は、販売価格から原価を引いたものと定義されていた。これらを見ると、同じ「利潤」の語を用いながらも、二つの観念がまったく異なるものを表現するために使われていることがわかる。

その上で、①「絶対的」利潤と損失は、社会の蓄えを変動させる性質をもつ。②「相対的」利潤と損失は、社会の蓄え自体には変動がなく、その分配だけが変わることで発生する。相対的利潤は誰かが分配上の不利益を被ることで、相対的損失は誰かが分配上の利益を享受することで与えられる。この種の利潤と損失は、純粹に理論的見地からいえば厳密につり合うはずであり、公共の利益にはなんの影響ももたらさない。

しかし、実際の利潤や損失は、多くの場合③「複合的」なものとしてあらわれる。たとえば二種の利潤が複合的になる場合として、剰余生産の増大と競争による価格のつり上げの二つの事情から利潤が増大した場合、前者は社会に対する絶対的利潤、後者は買い手に対する相対的利潤だが、利潤を絶対的増分と相対的増分に明確に分離させることはできない。あるいは利潤と損失が複合的になる場合として、買い手が売り手の投売りから相対的利潤を得る一方で売り手の一部は失業に追いこまれ生産が継続できなくなれば、この取引からは相対的利潤と絶対的損失が同時に発生している。この場合、買い手は利潤と損失の複合的利潤を、売り手は二種の損失からなる複合的損失を与えられることになる。

こうしてみると、絶対的利潤と相対的利潤の区別は、ある意味で社会の富の純増という根拠があるか、見かけの移転にすぎないかという区別だと解釈できる。したがって、それを生産から生ずる利潤と流通から生ずる利潤と表現することもでき得る。ただし、これが個々の経済主



体の取引やかれの保有する資産について提起された概念ではないことには留意しなければならない。次項では、この視点のちがいの重要性について考察してゆく。

### 3.2 利潤の望ましさ

上のように第二編第八章から新たな利潤論が展開されていると読むならば、その観念をステュアートがなにに使おうとしているのか、という疑問が当然生じてくる。先に答えを述べておくと、ステュアートはこの新しい利潤の観念を用いることで、第四章の価格分析では問題にならなかった「公共の利益」にとって望ましい利潤のあり方を示す。個々の経済主体は、より大きな利潤さえ得られるならばそれが総資財に対して絶対的でも相対的でも、それらの合成であってもよい。しかし、『原理』が語りかける為政者にとってはそうではない。そこでは利潤の大きさよりも、それが公共に対してもつ性質が問題となる。増殖のファン্ডを拡大させ、人びとに仕事を与えるような利潤は、誰かを市場から追い出したり困窮させることで取得される利潤よりも為政者にとって望ましい。このように、ステュアートは私人の利潤と公共の利潤を区別し、個別主体の利潤追求を為政者が評価する基準を設けたのである<sup>21)</sup>。そのことが端的に示されているのは、たとえば第二編第十章「仕事と需要の均衡について」<sup>22)</sup>の次のような記述である。

[F] ここで、完全な均衡 a perfect balance の基準を示そう。それは、絶対的で適度な利潤が絶対的で適度な利潤と釣り合わなければならないのであって、均衡は振動を避けられないけれども、どちらの側にも損失が生じてはならない、ということである。ここに示されている例 [一面的競争によるつり合いの回復——引用者] では、なるほど均衡は水平の状態にある。しかし秤皿に付着しているのは、相対的損失と対をなしている相対的利潤なのである。( I 294)

ここで、完全な均衡のもとでは「絶対的で適度な利潤」が得られねばならないことが主張される。したがって、売り手間の競争と買い手間の競争が正しくつり合っているときには、絶対的利潤が生じかつそれが両面的競争で決定されたものでなければならない、ということになる。このとき、絶対的利潤が生ずることと両面的競争によって適度な譲渡利潤が生ずることが必ずしも一致しない、ということを経済史に確認したのであった。

競争が一面的であってもたとえば騰貴した価格でなら販売は成立する。そしてこの場合にも、売り手が譲渡利潤を取得することには変わりはない。しかし [F] によると、かかる状況で得られる利潤は買い手の損失が売り手に移転しただけの相対的利潤にすぎない。相対的利潤は個人にとっては有意義だが、社会的には富の移転にすぎず、総生産・総消費いずれかの経済規模の拡大を伴わない。「完全な均衡」で目されているのは、個別主体にとってではなく、国家と社会にとり望ましい利潤とはなにかを見きわめることなのである<sup>23)</sup>。

また、ステュアートはこの第十章で望ましい利潤のあり方を示すだけではない。かれは次の

ように、為政者が望ましい利潤を実現するために経済活動に介入することを主張する。すなわち、「為政者は常に注意深くなければならないのであって、秤皿のどちらか一方がしばしば重くなり過ぎる傾向をもつことに気がつけば、すぐさま彼は徐々に反対側の秤皿を重くしていかなければならない。ただし、やむをえない場合は別として、一般に重い方の秤皿から絶対になにも取り除いてはならない。こうして、需要の秤皿が重く傾いているときは、供給を増大させて価格を以前の水準に保つために、彼は新しい事業の設立に症例を与えるべきである。仕事の秤皿が次第に重くなりつつあるときは、利潤が生活資料の価格を下回るのが阻止するために、輸出増大のあらゆる方策が講じられなければならない」(II 224)。こうした政策的な主張の裏側には、公共からみた利潤の性質という譲渡利潤とは異なる観点からの利潤分析が潜んでいるのである。

### 3.3 『原理』体系における二つの利潤論

前項までに、ステュアートの第二の利潤論すなわち『原理』第二編第八章の利潤論の内容と体系上の役割をみてきた。そこでの絶対的、相対的、複合的利潤という分類は、為政者が公共の観点から一国経済の富の変動を考えるための基準として提起されている。絶対的利潤は経済規模の拡張を基礎にもった利潤だが、相対的利潤というのは相手方の損失を移転させただけのもの分配の変化しか意味しない。一国の増殖を促進し人びとに生活のための仕事を与えることが、ステュアートの考える為政者の任務であった。その為政者の目でみると、単なる富の移転によって発生する利潤と、生活のファンダや仕事を増やすことで増加する利潤とは異なる意味をもつ。それゆえに、需要と供給が不釣り合いな場合は、いつでも過小な側を刺激して底上げすることで絶対的利潤と絶対的利潤をつり合わせるべきだ、という結論にいたることになる。

こうした第二の利潤論に対して、前節でみた第一の利潤論は個別主体が市場で獲得する利潤一般をいっていた。この譲渡利潤は、為政者からみれば絶対的なこともあれば、相対的なこともあり得る。反対に、個々の主体にしてみれば、自分がより高い利潤が得られるならば、それが経済規模自体の拡大の結果であろうと、それとも買い手からの不当な収奪の結果であろうと利潤であることに変わりはない。譲渡利潤を私的に追求する、という勤労者の行動原理はでは、必ずしも自ずから経済成長と合致するとはいえないのである。

ここまでくれば、ステュアートが『原理』であえて二つの利潤の定義が提起された理由は明らかになる。第二編第四章の譲渡利潤は、個別主体の勤労の目標である。交易のゆき渡った国では、社会的に妥当な生産条件で生産し相場価格で売りに出せば、原価に多少の利潤のついた価格で販売ができる。そこでより多くの利潤を目指して主体が工夫することが、一方では商業による情報収集と市場の拡大をもたらす、他方では絶え間ない生産方法の改良の原動力となる。

しかし、利潤とは取引上の不正や情報の非対称性、意図的な結託などを利用して追求することもできてしまう。また、法外な価格のつり上げによって利潤を高めると同時に有効需要を減退させるような、社会的な損失をとまなう個人の利潤獲得すらあり得る。それゆえ、ステュアートは利潤を求める交易活動を論じた上で、それが社会にとっていかなる性質をもつかを分

析したのである。公共の観点にたつ為政者からみた望ましさは、必ずしも個人にとっての望ましさとは一致しない。そして『原理』において、社会にとっての望ましさを最優先できる主体は唯一為政者のみである<sup>24)</sup>。社会にとっての利潤最大化、すなわち一国の経済成長のためには、個々の主体がひき出している利潤の社会的性格を知らねばならない。二つの異なる定義をもつ利潤概念は、こうした『原理』の国民と為政者の関係を読み解く鍵である。そして第二の利潤論は、かれの政治経済学の目的、すなわち「社会の欲望を充足するのに必要なすべての物資を準備することであり、彼らのあいだに相互関係と相互依存の状態がおのずから形成され、その結果それぞれの利益に導かれておのおのの相互的な欲望を充足させることになるように、仕事を与えること」(I3) という大目的を交易国家の原理に適用してゆくための要諦をなしているのである。

### むすび

以上、本稿ではステュアート『原理』第二編で展開される二つの利潤論の内容と関係を検討してきた。その結論をここで簡潔にまとめておく。これまでの研究では、第二編第四章の利潤概念と第八章の利潤概念の関連づけ方を問う研究が主流であり、なぜ二つの箇所に分けて定義を与えたのかという点は十分に検討されてこなかった。しかし考察の結果、第一に、譲渡利潤とは個々の主体が市場で受けとる利潤一般を意味するものであり、製造業者の利潤も勤労者が安くつくことで確保する譲渡利潤を意味していることが明らかとなった。さらに第二に、第四章の利潤論と第八章の利潤論は分析の視点がちがひ、直接関連づけられるものではないことも示した。第四章の利潤概念は私人、第八章の利潤概念は為政者の視点で分析されたものであるため、それぞれ議論の位相が異なっていたのである。そして第三に、第八章での利潤規定は、私人の利潤追求活動と対立し得る公共の望ましさを示すために設けられた概念であることを指摘した。

ステュアートの利潤概念は、一つは私人の、もう一つは公共の観点からたてられている。そして、剰余の生産や社会のストックの変動を捉えるのに使われるのは後者の為政者からみた利潤のみである。私人が追求する譲渡利潤も、もちろん剰余の生産に起因することはあり得る。しかし私人には、あえて自分の利潤が剰余生産から生じたか流通過程から生じたかを知ろうとする動機がない。結果として利潤が得られるならば、その根拠がどこにあるかということは重要な問題ではない。ここには、古典派経済学との立場のちがひがあらわれている。古典派は、国富を増大させる剰余生産の基礎を個々の生産者の利潤追求活動に見出した。それゆえに、私人の目指す利潤と社会を豊かにする剰余生産の増進を重ねることができたのである。

ここでは、そのどちらが正しいかを断ずることはできない。しかし、ステュアートが提起する個々の自由な経済主体が追求する利潤と為政者が公共のために追求する利潤の不一致の可能性は、経済学において検討に値する問題である。それは経済理論だけでなく、そこから導出される提言にも大きなちがひを生む。古典派は、総体としての市場の発展を個別主体の活動に還



元したため、経済主体の自由な活動をつよく支持した。ステュアートは、個別主体の経済合理性が社会全体の経済成長につながらない場合があることを指摘したために、そのとき為政者が目指すべき利潤とは「何」かということまで論じなければならなくなった。ここにこそ、自由な活動を認めながらも保護主義的提案を行なう『原理』の複雑な背景がある。

このように考えると、ステュアートの利潤論はかれの政治経済学の全容を理解するためにきわめて重要な議論であることがわかる。無論、利潤論は『原理』の市場観の基礎をなすにすぎず、ステュアートの市場理論を理解するためには需要や競争へさらに検討を加えてゆく必要がある。また、従来ステュアート理論の特徴として高く評価されてきた有効需要論や市場のつくり合いの問題を再検討することで、本稿で再構築した利潤概念の体系的意義は一層明らかにされるにちがいない。その点で、この小論は『原理』のきわめて限られた部分の検討にすぎないけれども、なおステュアートの壮大な体系の一端に新たな光をあてたものといえるのである。

### Abstract

This paper aims to explore the relationship between private profit and public profit on the theory of Sir James Steuart, through examination of his profit theories: profit upon alienation and positive profit. Steuart argued about ideas of 'profit' two times in another context—chapter 4 and 8, Book 2, Steuart's *inquiry*. And those ideas have been regarded as unifiable to one profit theory in previous studies. But, in this research, I shall show that those arguments have different viewpoints. The one, profit upon alienation in chapter 4, is to discuss the private individual profit. The other, positive or relative profit in chapter 8, is to consider the profit of public or statesman that idea is applied to assess the result of economic activities by private individuals.

Keyword: Sir James Steuart, profit, statesman

- 1) 『原理』における利潤概念は、第一編第八章「住民のうちの何割が農業に必要であるのか、そして何割がほかのすべての職業に有効に就業させられるのか」が初出である。ただし第一編での利潤は、必ずしも市場経済固有の問題ではなく、歴史一般に人口増殖を支えるだけの剰余農産物を農業者に生産させるための適切な刺激としてとり上げられているため、本稿では直接の考察対象としなかった。『原理』第一編「人口と農業」におけるステュアートの剰余、利潤の観念についてはBrewer [2011] が参照できる。
- 2) ただし、小林 [1994] 第一章では、マルクスの評価がそれ以降のステュアート評価をある意味で紋切り型にしてしまった側面をもつともいわれている。また、二〇世紀に入るとステュアート研究の成果はドイツからフランスやアメリカに移ってゆき、Senらケインジアンによる有効需要・貨幣的経済理論としての再評価が第二のステュアート復興の波をもたらした。
- 3) マルクスのステュアート評としては、『経済学批判』での言及も重要である。ただし、本稿は特に利潤概念に関する評価に注目するため、『剰余価値学説史』の関係箇所のみを扱うこととした。
- 4) 「積極的利潤」はpositive profitの訳語のひとつだが、現在では『原理』の邦訳も含めて「絶対的利潤」の訳語が広く使用されている。そのため、本論では引用箇所を除きpositive profitを「絶対的利潤」の表記で統一する。



- 5) ここで、マルクスはステュアートのいう「製造業者」を「資本家」といい換えているが、ステュアートは実際には独立生産者を想定して議論を行なっている点にも、解釈としての疑問がある。資本家モデルに対するステュアートの独立生産者モデルの特徴については、大森 [1996] pp.72-73にて検討されている。
- 6) 本論では、マルクス解釈に対する批判として展開された利潤論研究を主にとり上げるが、ステュアートの利潤概念についてはマルクス解釈を大枠で受け入れている研究も存在する。たとえば、Karayiannis [1991] p.169では、ステュアートの価値論について検討する文脈で、譲渡利潤と相対的利潤をどちらも計測可能な基礎をもたないものであると同一視している。また、McColloch [2011] pp.14-15も、需要の水準によって決まる相対的利潤が製造業者のうけとる譲渡利潤である、としている。近年マルクス解釈との関連で出されたステュアート研究の成果として、Shaikh [2016] pp.209-211は、労働者の収入の循環と資本の循環のあいだの移転や生産部門から銀行部門、労働者の収入から銀行部門への富の移転によって社会の総利潤が増大することをステュアートのいう相対的利潤の発生であると述べ、これがマルクスのいう階級間や部門間での剰余価値の分配に相当すると主張する。ただしこの解釈には二つの問題がある。第一に、Shaikh氏は「収入の循環と資本の循環のあいだの単なる「振動」でも、総資財の増大なしに総利潤を増大させるのである」(同 [2016] p.210) と指摘するが、ステュアートのいう相対的利潤は定義上つねに同量の相対的損失とつり合わなければならない。したがって、相対的利潤の概念を用いて総利潤の「増大」を説明することはできない。第二に、ステュアートが『原理』で想定している階級区分は主に消費階級をなす富者と生産階級をなす勤労者——ただし、勤労者はさらに農業者とフリー・ハンズに区分できる——である。したがって、『原理』における富の振動とは消費階級から生産階級への富の移転を把握するものであり、生産階級内での富の移転は厳密にはステュアートの議論とは異なる問題である。
- 7) 「勤労の利潤 profit upon industry」(I 296)、あるいは製造業者の利潤といった表現は、『原理』内で何箇所かみられるものの、その用法は明確でない。しかし勤労や製造業者が生産過程に関わる主体を指すことから、売買差額による譲渡利潤と勤労利潤は区別すべきという解釈がしばしば提起されてきた。しかし、この点について大山 [1983-84] は、二つの用語の区別が不明確であり、勤労利潤は譲渡利潤によって「包摂される関係にある」(大山 [1983-84] (下) p.198) としている。
- 8) マルクス解釈から発展させたこのような議論として、たとえば田添 [1990] 第三章が参照できる。なお、Ehrlich [1955] は重商主義者の利潤論のなかでもステュアートは「生産主義者 productionist」であると分類し、交易だけでなく国内産業の発展や生産部面での費用低下から生ずる利潤を重視している点を特徴に挙げている。
- 9) 同様に従来の整理に対して批判を加えた研究として、ほかに山本 [1984-1985] が挙げられる。
- 10) Johnson [1937] pp.220-223も実質価値に対する譲渡利潤を製造業者の利潤 manufacturer's profit と商業利潤 mercantile profit に区分するが、その際にそれぞれを絶対的、相対的利潤と関連づけることはしていない。氏の場合、利潤部分そのものではなく実質価値に注目している点に特徴がある。実質価値は、製造業者なら抑制できるが、製造業者から完成品を仕入れる商人にとっては削減できないものである。そのため、原価たる実質価値を抑制することで得られる利潤を製造業者の、市場の動向を調査し、安く買って高く売ることの追求で得られる利潤を商業の利潤と区別した。ステュアート理論における製造業者の利潤の把握については、前注8の Ehrlich [1955] による評価も参照。また、製造業者の実質価値の規制については、本論第二節でステュアート自身の議論も検討している。
- 11) この中略箇所では、実質価値の三つの構成要素が分析されている。「実質価値」の構成要素については、いくつかの解釈が提起されている。そのなかでも、田添 [1990] は、解釈の困難な職人の生産性に関する第一項だけでなく、第二項の生計その他の経費と第三項の原料を区別した意義

までが明確にされている点ですぐれている。それによると、まず第一項のとおり技能や立地の利点をもつ職人は、一定期間により多くの商品をつくる。すると単位あたり費用は社会的な平均値を下回るため、そこに一種の「超過利潤」が発生する。そうして、超過利潤を含んだ全商品の実質価値がまず確定する。そしてこの「実質価値」が市場で実現されると、「まず第三項・原料は、自動的に「前貸し」として取り除かれる。残余は「とり前」として一括職人の手に入り、この中から第二項・生活資料と必要経費が支出されて、次期生産への準備が完了する。以上を超えて残る第一項……が職人の純収入をなす」（田添 [1990] pp.97-98）。この解釈によると、実質価値はまず第一項の生産性によって全体の価値量が確定する。それが実現されるとすべて貨幣形態で職人のもとに還流するが、そのうち原料費は次の生産への前貸しとして差し引かれる。職人は残る貨幣で生計や道具の整備をするが、生活資料や道具はそれ自体を再販売して価値を回収できる支出ではないため、原料費とは別に収入から控除される。そうして最後に残る部分が職人の獲得する利潤になるのである。ただし、この解釈は「実質価値」内に譲渡利潤とは異なる職人の利潤を読みこむ点で批判もある。

- 12) Steuart [1805] からの引用は、著作集第一巻223ページからの引用ならば (I 223) というように全集版の巻数とその頁数を表記する。引用冒頭の [A]~[F] は便宜のため筆者が付した。訳文は邦訳書 (小林監訳) によるが、一部筆者が修正した。
- 13) スチュアートは「交易 trade」と「商業 commerce」の両方の語を用いているが、二語のあいだに明確な使い分けは見出されない (竹本 [1995] p.117)。また、スチュアートにおける交易の観念については塩見 [2018] で検討されている。
- 14) この点を解消する商業活動のひとつとして、問屋制で商人が製造業者を従える方式もある。ただし、スチュアートは商人による問屋制について特に言及していない。
- 15) 実質価値を規制することで利潤を大きくするという議論は、超過利潤の獲得の議論に近いものと読むこともできる。また林 [1987] pp.72-78では、『原理』第二編第二章にも同様の超過利潤にちかい議論がみられることが指摘されている。
- 16) 勤労の観念は、『原理』第二編第一章で次のように定義されている。すなわち、「勤労とは、交易を通じてあらゆる欲望の充足に対応できる等価物を手に入れるために、自由な人間によって行なわれる相違ある労働のことである」(I 224)。小林 [1977] は『原理』第一編の議論との関連で、製造業における利潤の発生が前提されていることについて次のように解釈している。第一編の議論によると、自発的な商品生産——すなわち勤労——は農業ではじまる。貨幣を欲する農業者が自らの必要以上に生産した剰余生産物が貨幣と交換されることで、そこに農業者の剰余価値が実現され、これが農業者の「利潤」となる。「ところが、もとよりインダストリは農業部面にのみかぎられるものではなく、第二編は第一章でこの話に関する規定をくりかえしたのちに、主として工業部面に即して分析を進めることになった。このようにして、工業部面での、すなわち勤労者としてのフリー・ハンズのインダストリもまた「利潤」を生むべきものであることは、前提としてはむしろ当然のことなのであった」(小林 [1977] pp.212-213)。ただし留意すべき点として、『原理』第一編は「世界のあらゆる時代に多かれ少なかれ定まった結果をもたらした事柄」(I 217) を扱った編であり、第二編以降で分析する近代社会とは若干対象範囲がずれている。また、譲渡利潤は実質価値「以上」に販売された結果得られるものだが、氏のいう農業者の利潤は価値どおりの販売で実現されるものを意味しており、本稿の理解とは若干異なる。
- 17) スチュアートの考える競争とは、取引の優先度をめぐる競りである。ただし、売り手の競争は手元の商品をすべて処分するために展開されるわけではない点は、いわゆる需給均衡論とのちがいで重要である。スチュアートは生産者が費用を度外視して販売を急ぐ理由を生活のために緊急で貨幣が必要になる場合として説明しており、商品の売れ残り自体は問題としていない。また商業について述べる際には、「小売商はその店になんでも揃えていて、一般の人々は時価で買うのである」(I 243) というように、商品の在庫が市場に控えていることを肯定的に述べている箇所

- もみられる。Menudo and Tortajada [2015] は、両面的競争は市場均衡 market-clearing をもたすが、一面的競争は市場の一掃には不十分であると整理しているが、実際にはステュアートのなかに market-clearing の発想を見出すことはきわめて困難である。
- 18) ただし、『原理』はこのことが必ず起こるとは考えない。勤労の振興にはある程度の利潤が重要だという一方で、高い利潤を得ることが続くと勤労者が奢侈的になり簡素で儉約な生活をやめてしまうと指摘する箇所もある (I 297)。そのため実際の労働配分については、利潤目あての勤労者の自発的な移動ではなく、宮澤 [1990] のいうように為政者の誘導が必要とされる。
- 19) Sen [1957] p.52を参照。
- 20) この点において、小林 [1977] や Menudo and Tortajada [2015], Yang [1994] が需要と供給をつりあわせて両面的競争を可能にする価格を「均衡価格」と呼び、その際の利潤を「適正な利潤」とする解釈には疑問が残る。ただし本稿はステュアートの両面的、一面的競争の理論を十分に検討することはできないため、この問題は次の課題とする。
- 21) たとえば外国に輸出する製造業の値上げについて、ステュアートは次のように述べる。「自国民があまりにも無分別で、外国人との競争をかきたて、そうして外国人が買いにくることに嫌気がさすように仕向けるだけでなく、自国民自身のあいだでの競争を維持するならば、この変動によってこうむる損失のすべては国民全体のものとなろう。富の増加は停止するだろうが、その弊害は製造業者たちの身にこたえずに、国家のみに影響を及ぼすことになろう。この製造業者たちは相変わらず裕福であって、同胞のおおらかさを賞揚し、また、かつて自分たちを富ませてくれた外国人の貧しさをさげすむのである」(I 284-285)。ここでは、製造業者の利潤獲得を目指す価格引き上げが公共の利害を損なうという、私人と公共との利潤の望ましさの乖離が例示されている。
- 22) この章の議論の特色について簡単にまとめておくと、第一に、ここでは需要と供給の量的関係だけを問題にして需給関係を論じている。第二に、本論前節でみた二つの競争原理のうち特に一面的競争が生じた場合についての検討が主題となっている。
- 23) 同様のことは、和田 [1978] でも次のように指摘されている。すなわち、『『積極的利潤』はかれ [ステュアート——引用者] が政策的に志向した理想的関係である」(和田 [1978] p.52)。
- 24) 「私は、……あらゆる人間が公共にかかわることにおいて自分自身の利益のために行動するものと予想する。これを政治的にいうならば、なんびともそのようにすべきなのである。公共の利益を形成しているのは全ての私的な利益の組み合わせであって、しかも、公共の利益については、国家、すなわち為政者だけが判断できるのである」(I 221)。

### 参考文献

- Brewer, Anthony [2011] The Concept of an Agricultural Surplus, from Petty to Smith, *Journal of the History of Economic Thought*, Vol.33, No.4, pp.487-505.
- Ehrlich, Harold B. [1955] British Mercantilist Theories of Profit, *The American Journal of Economics and Sociology*, Vol.14, No.4, pp.377-386.
- 林識慧 [1987] 「ジェイムズ・ステュアートの利潤概念」時永淑編『古典派経済学研究』第4巻, 雄松堂出版, 所収。
- Johnson, E.A.J. [1937] *Predecessors of Adam Smith: The Growth of British Economic Thought, Reprints of Economic Classics*, New York: A.M. Kelley, 1960.
- Karayiannis, Anastassios D. [1991] Sir James Steuart on Value and Prices, *Spoudai*, Vol.24, No.2, pp.167-190.
- 小林昇 [1977] 『小林昇経済学史著作集V.J.ステュアート研究』未来社。
- 小林昇 [1994] 『最初の経済学体系』名古屋大学出版会。



- McColloch, William [2011] Marx's Appreciation of James Steuart: A Theory of History and Value, *Department of Economics Working Paper Series*, University of Utah, No.2011-09.
- Menudo, José and Tortajada, Ramón [2009] Double Competition and Market Stability in Sir James Steuart, *Universidad Pablo de Olavide Working Paper*, 2009-06.
- 大森郁夫 [1996] 『ステュアートとスミス』 ミネルヴァ書房.
- 大山均 [1983-84] 「J. スチュアートの貨幣把握とその理論的根拠」(上・下) 『法政大学大学院紀要』 第11・12号.
- Sen, Samar R. [1957] *The Economics of Sir James Steuart*, London: G. Bell and Sons.
- Shaikh, Anwar [2016] *Capitalism: Competition, Conflict, Crises*, New York: Oxford University Press.
- 塩見由梨 [2018] 「ジェイムズ・ステュアートの商業論」 経済学史学会 『経済学史研究』 第59巻2号.
- Steuart, Sir James [1805] *The Works, Political, Metaphysical, and Chronological, of the late Sir James Steuart of Coltness, Bart. Now First collected by General Sir James Steuart, Bart.*, 6 vols., London. [小林昇監訳 『経済の原理』 (全2分冊) 名古屋大学出版会, 1993-1998年]
- 竹本洋 [1995] 『経済学体系の創生』 名古屋大学出版会.
- 田添京二 [1990] 『サー・ジェイムズ・ステュアートの経済学』 八朔社.
- Marx, Karl [1865, 67, 68] *Theorien über den Mehrwert*, Teil 1-3, in *Marx-Engels Werke*, Bd. 26, Dietz Verlag. [岡崎二郎・時永淑訳 『剰余価値学説史』 (全9分冊) 大月書店, 1970-1971年] ただし, 引用の際は Mw., I, S.661のように略記する.
- 和田重司 [1978] 『アダム・スミスの政治経済学』 ミネルヴァ書房.
- 山本誠之 [1984-85] 「ステュアート『原理』における『剰余』について—『譲渡利潤』から『勤労利潤』へ—」(1・2) 立正大学 『経済学季報』 第34巻1・2合併号, 同巻3・4合併号.
- Yang, Hong-Seok [1994] *The Political Economy of Trade and Growth: An Analytical Interpretation of Sir James Steuart's Inquiry*, Cornwall: Edward Elgar.

(2018年7月4日 投稿)

(2018年10月1日 採用)

[東京学芸大学・特任講師]